

消防

- ◆ 消防事務：大阪市が大阪市内24区全域を実施。（基礎自治体たる市町村が担うのが原則）
特別高度救助隊（東京都では「ハイパーレスキュー」）の設置など高度な機能を有している。
（東京都・政令指定都市のみに設置義務）

- ◆ 消防学校：大阪市が消防学校を設置。（政令指定都市は任意設置）

【府市統合本部】

（消防学校の方向性）平成26年4月に府市組織統合、新たな消防組織の下で組織統合後の消防学校を運営
（効果）初任教育一元化による消防職員の一体感醸成
初任教育に救急科目を追加（市消防学校は実施済み）
教官交流による大阪市消防局の人材や専門性、高度なノウハウを活用

【大阪市消防局の概要】

事務内容：消防業務

消防事務一般、消防学校、航空消防、特別高度救助隊（東京都では「ハイパーレスキュー」）、緊急消防援助隊、災害活動支援隊、救急安心センターなど

根拠法令：消防組織法等

【大阪市事務執行体制（消防事務一般）】

（出典：「第64回消防年報（平成24年刊行）」（大阪市消防局）より抜粋）

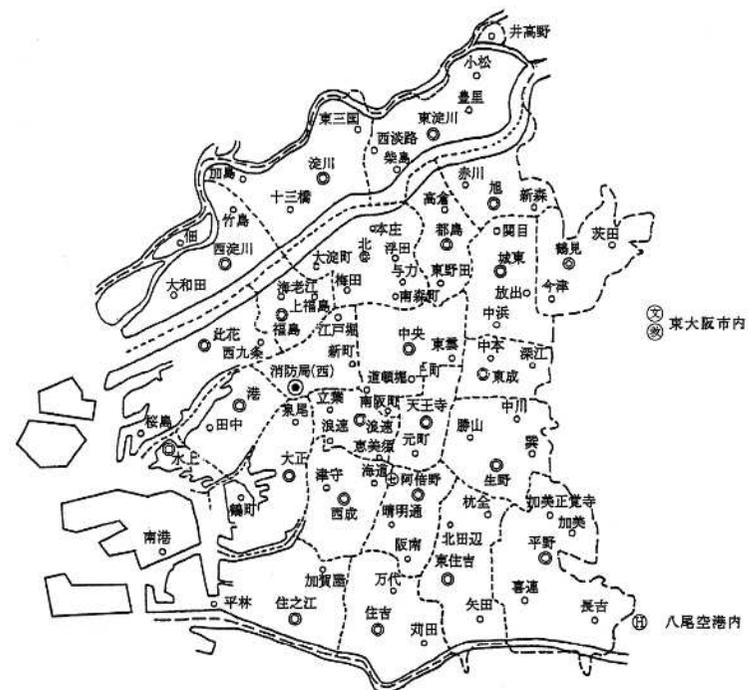
組織人員：

消防局及び市内25（各区及び水上）消防署、64出張所、1消防学校
（3,412人（うち消防吏員3,376人））[H24.5.1現在]

消防長や消防署長には、資格が必要（市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令）

凡	市境界線	⊗	消防学校
	署管轄区域	⊕	航空隊
	消防局	⊙	防災センター
例	消防署	⊚	救急教育センター
	消防出張所	○	

消防施設分布図（出典：「第64回消防年報（平成24年刊行）」（大阪市消防局）より抜粋）



施設：消防本部、消防署所及び消防車両等

消防車両等：299（台）【H24.4.1/常備車両】

・ポンプ車114台 ・救助車28台 ・高所作業車30台 ・化学車11台 ・救援車16台 ・救急車60台 ・その他消防車両35台
 ・消防艇2艇 ・消防救助艇1艇 ・航空機2機

消防署管轄 大阪市内：人口約266.5万人（22国勢調査）・面積約223.0km²

各区管轄					港区の一部と大阪港内
1消防署・5出張所	1消防署・4出張所	1消防署・3出張所	1消防署・2出張所	1消防署・1出張所	1消防署
北・東淀川	中央・平野	浪速・西淀川・生野・ 城東・住之江・淀川 東住吉	都島・福島・此花・ 西・大正・東成・ 鶴見・住吉・西成・ 旭・阿倍野	港（水上消防署の管 轄を除く）・天王寺・	水上

特別高度救助隊（東京都では「ハイパーレスキュー」）……4隊・144人
 ・東京都及び政令指定都市に設置義務 東京都・大阪市・堺市に設置
 ・災害の発生、規模に応じて、特別高度救助隊（4隊）を編成
 （隊員は、通常は各消防署において通常の業務に従事し、災害発生時に編成）

特別高度救助隊
 （ハイパーレスキュー）
 東京都：4隊・235人・専任
 大阪市：4隊・144人・兼務
 堺市：1隊・20人・兼務

（出典：第14回大阪府市統合本部会議消防TF報告資料）

【（参考）大阪府内の消防の状況】

消防本部の状況（大阪市・堺市を含む）【H25.4.1現在】

- ・30消防本部………26市町が単独消防本部、4つの一部事務組合（13市町で構成）
 3市町村が他市に事務委託（高石市（堺市）、太子町・千早赤阪村（富田林市））
 能勢町は、非常備消防団体である。
 一部事務組合による消防：守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・柏原羽曳野藤井寺消防組合
 泉州南消防組合（25年4月1日、6市町）

消防署・出張所・消防職員数【H24.4.1現在】（出典：「平成24年度消防防災・震災対策現況調査」より抜粋）

- ・消防署………78（うち大阪市25・堺市9・その他の消防本部44）
- ・出張所………174（うち大阪市64・堺市9・その他の消防本部101）
- ・消防職員数……9,758人（うち大阪市3,464人・堺市933人・その他の消防本部5,361人）

【現行法上の事務主体（基本）】

- ・ 消防事務一般は、市町村の事務（消防組織法第6条）
- ・ 消防学校：都道府県に設置義務（消防組織法第51条第1項）
政令市は「設置できる」（同条第2項）
東京の場合は、特別区が連合して責任を有し、都知事が管理（消防組織法第26条・第27条）
- ・ 特別高度救助隊は、特別区が連合して維持する消防及び指定都市に設置（救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第6条）

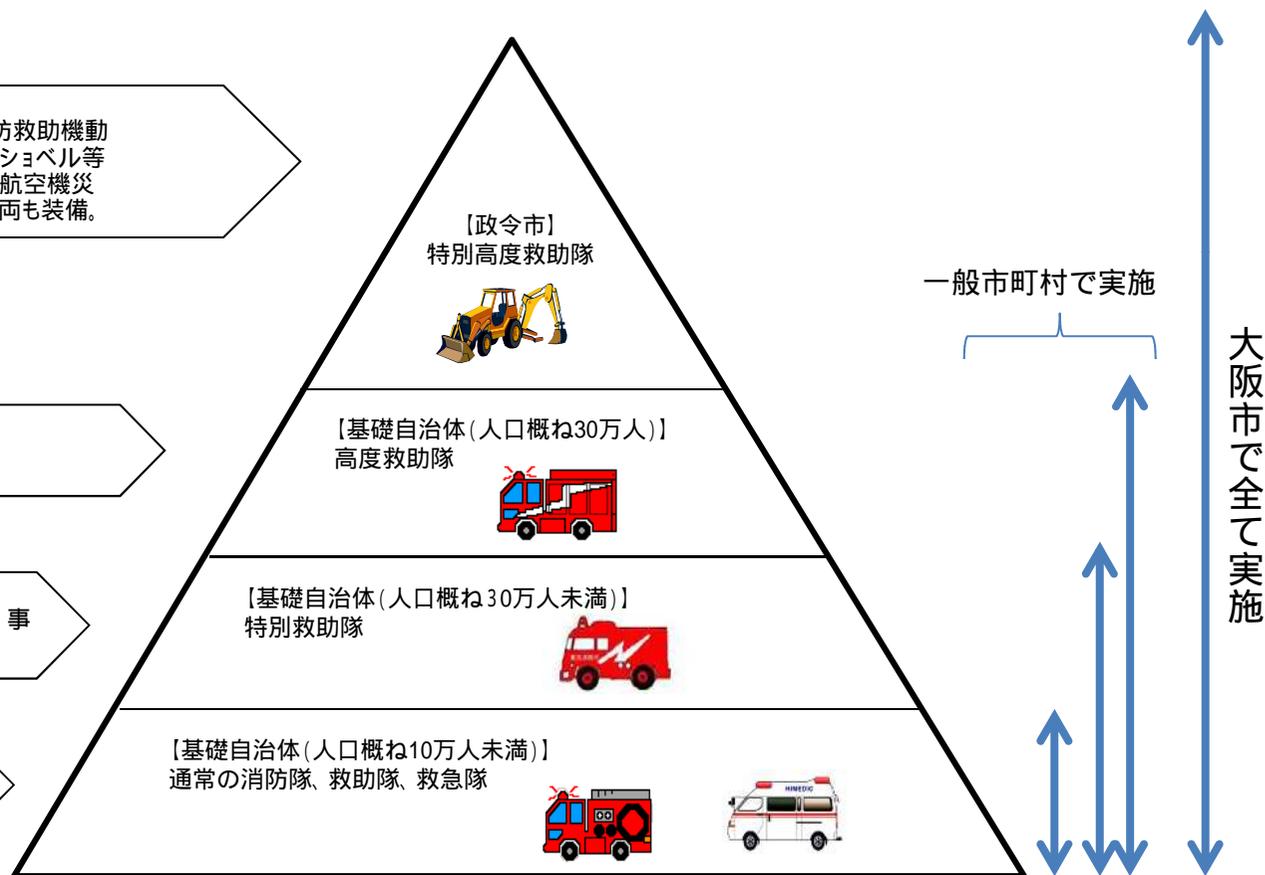
現行の消防

NBC災害など特殊災害に対応
【参考】ハイパーレスキュー（東京消防庁の消防救助機動部隊の通称）は、ブルドーザー、パワーショベル等の重機を保有するとともに、化学災害、航空機災害など大規模、特殊災害に対応する車両も装備。

地震の倒壊家屋からの人命探索など、大規模災害救助事案に対応

・ 地下街火災など長時間を要する火災での救助事案や、比較的規模の大きい事故（列車事故等）からの救助事案等に対応

・ 一般建物火災、交通事故などでの救助事案に対応



国等の動き

- ◆ 災害の多様化など環境の変化に対応し、消防体制の確立や消防力の拡充を図る観点から消防広域化の動き。
- ◆ また、東日本大震災の発生を受けて、大規模災害に対応するためにも、消防力の強化が必要となっている。

国・府でも広域化の推進に向けて、指針や計画を策定。府では4消防本部が一つになり、新たな消防組合（「泉州南消防組合」）を設立。

【国・全国の動き】

（消防広域化）：

（考え方）災害の多様化・大規模化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要
（背景）小規模な消防本部においては、一般的に財政基盤や人員、施設、装備等の面で十分でなく、高度な消防サービスの提供に課題がある場合が多い

「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行（平成18年6月）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年7月12日消防庁告示第33号）

…管轄人口を概ね30万以上の規模を一つの目標

都道府県による「消防広域化推進計画」の策定（平成19年度）、

推進計画策定後5年度以内（平成24年度）を目途に広域化を実現

同基本指針を改正（平成25年4月1日消防庁告示第4号）

今後は、30万規模目標にとらわれず、地域の実情を尊重することを基本に広域化を推進

今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがある地域や広域化気運の高い地域を指定して、先行して重点的に取り組み

【府の動き】

大阪府消防広域化推進委員会設置（平成19年4月）

大阪府消防広域化推進計画を策定（平成20年3月）

広域化の組み合わせとして、政令指定都市を除いた市町村について4ブロックを基本として広域化枠組みを提示

大阪府消防広域化推進計画を改定（平成23年6月） 広域化の組み合わせ枠組みを一部変更

泉州南消防組合設立（平成25年4月1日業務開始（職員数394名、人口約30万人、面積213.71km²を管轄））

・泉州南地域の泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の3市3町が、効果的・効率的な広域消防行政の確立を目的に、それぞれの地域を管轄していた4消防本部が1つになり、「泉州南広域消防本部」を発足

これまで

泉佐野市消防本部（1本部・2消防署・1分署・3出張所、（田尻町が事務委託））

泉南市消防本部（1本部・1消防署・1出張所）

熊取町消防本部（1本部・1消防署）

阪南岬消防組合消防本部（1消防本部・2消防署（阪南市・岬町で構成））



泉州南広域消防本部

1本部・6消防署・1分署・4出張所

市町境界が取り除かれたことにより、応援要請を

することなく近隣消防署からも消防力を得ること可能

- ◆ 特別区が連帯して消防責任を有することとした上で、都知事が管理。
都内市町村（稲城市・島しょを除く）は、消防事務を都に委託。

東京消防庁と大阪市消防局を比較すると、特別高度救助隊（ハイパーレスキュー隊）が東京は専任であるのに対して、大阪は兼務などの違いがある。

【常備消防力】

東京都（東京消防庁）における消防事務

- ・ 特別区が連帯して消防責任を有することとした上で、都知事が管理（消防組織法第26条・第27条）
- ・ 都内他市町村（稲城市・島しょを除く）は、消防事務を都に委託

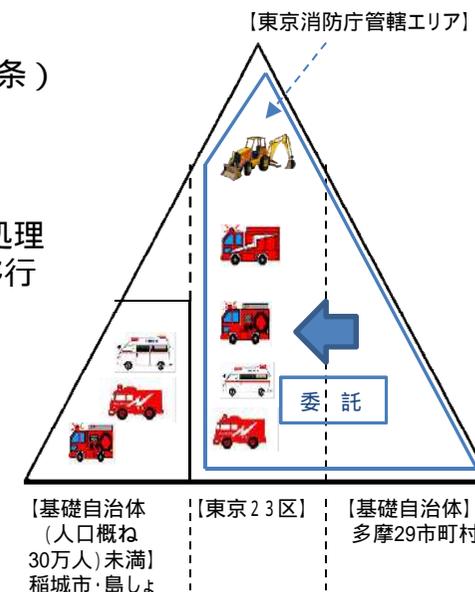
都内市町村の東京消防庁への委託化の経過

- ・ 消防組織法施行（昭和23年）以前：警視庁消防部が東京都全域の消防事務を一体的に処理
- ・ 法施行後 特別区（23区一体）の消防（＝東京消防庁）と他の各市町村消防の体制に移行
- ・ 多摩地区10市6町が消防業務を東京消防庁へ委託（昭和35年）

（背景）人口増加に係る行政負担の増大に伴い各市町とも財政難（消防施設の充実まで手が回らず）
特別区との間で行財政面で格差が発生
以後、委託化が進行。稲城市と島しょを除く都内市町村が委託済み

（参考）東京都消防広域化推進計画（平成20年3月）

- ・ 東久留米市・稲城市の2市を広域化の対象とし、多摩地区の他市町村が都への消防事務の委託を行っていることから2市に対して消防事務の都への委託を促す
- ・ 島しょ町村は広域化の対象外。今後、島しょ町村の消防の充実にかかわる支援策等を検討
（ 東久留米市は平成22年4月に委託化）



【特別高度救助隊（東京都での名称は「消防救助機動部隊」、通称「ハイパーレスキュー」）】

- ・ 平成8年に最初の消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）が発足
- ・ 4方面本部に設置（4隊・235人）
- ・ 専任配置

【東京消防庁事務執行体制（消防事務一般）】（出典：「消防行政の概要（平成24年）」（東京消防庁）より作成）

組織人員：消防本部及び10消防方面本部、81消防署、3消防分署、208出張所、1消防学校（18,154人、うち消防吏員17,728人）[H24.4.1現在]

施設：消防本部、消防署所及び消防車両等（各方面の主な消防車両等の配置：959(台)）

東京消防庁本部：千代田区大手町

方面本部管轄等

	本部所在地	消防署	管 轄	備 考
第1方面	千代田区	10	千代田区・中央区・港区	
第2方面	大田区	7	品川区・大田区	消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)を配置
第3方面	世田谷区	5	渋谷区・世田谷区・目黒区	消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)を配置
第4方面	新宿区	7	新宿区・中野区・杉並区・	
第5方面	豊島区	7	文京区・豊島区・北区	
第6方面	台東区	8	台東区・荒川区・足立区	消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)を配置
第7方面	江東区	9	江東区・墨田区・葛飾区・江戸川区	
第8方面	立川市	15	北多摩地域(17市 1)	消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)を配置
第9方面	八王子市	8	西多摩・南多摩地域(8市3町1村 2)	
第10方面	板橋区	5	練馬区・板橋区	

1 立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市

2 八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

・東京23区内 : 人口 894.6万人(22国勢調査)・面積 622.99km²・8方面本部・58消防署・
消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)3隊

・多摩29市町村内(委託地域) : 人口 410.1万人(22国勢調査)・面積1,141.93km²・2方面本部・23消防署・
消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)1隊

・東京消防庁管轄区域合計 : 人口1,304.7万人(22国勢調査)・面積1,764.92km²・10方面本部・81消防署・
消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)4隊

(注)平成25年3月30日に第9消防方面本部に、新たに災害救助機動部隊が新設され、現在東京消防庁の消防救助機動部隊は5隊となっている。

(課題)

東日本大震災や今後予想される南海トラフ巨大地震を踏まえ、現状の大阪市消防局の消防力を維持し、都市型の広域的な大規模災害に対応しうる消防力の確保、ハイパーレスキュー等の機能強化をいかに図っていくかが課題となっている。

こうした課題解決にふさわしい消防体制はどのようなものか。

選択肢

A案：それぞれの特別区が消防事務を担う (特別区単独消防)

B案：特別区の水平連携により消防事務を担う (一部事務組合方式)

C案：広域自治体が特別区の消防事務を管理 (東京消防庁方式)

東京消防庁方式：特別区が連帯して消防責任を有することとした上で、都知事が管理する方式

検討の方向性

	A案 それぞれの特別区が消防事務を担う	B案 特別区の水平連携により消防事務を担う	C案 広域自治体が特別区の消防事務を管理
効果	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備が可能になるのではないかと。</p> <p>区長の下、日常の消防業務をよりきめ細かに遂行することができるのではないかと。（例：特別区の他の事務（建築行政）と連携した安全なまちづくりなど）</p>	<p>現行の組織体制を保つことで、現在の消防力を維持することができるのではないかと。</p> <p>水平連携による方式は、大阪府域のみならず、全国で実施されており、消防組織としての指揮命令等も含め、なじみやすいのではないかと。</p> <p>将来的に、周辺市町村との水平連携により、消防力のさらなる強化を進めることができるのではないかと。</p>	<p>現行の組織体制を保つことで、現在の消防力を維持できるとともに、大規模災害時の首長の指揮・調整機能も明確になるのではないかと。</p> <p>ハイパーレスキューについては本来国に責任。地方に委ねる場合には、国の制度改正等は必要なものの、広域的な視点からハイパーレスキューなどの機能強化を、広域的自治体の責任で進めていくことができるのではないかと。</p> <p>将来的に、周辺市町村からの、事務委託という手法を通じて、消防力のさらなる強化を進めることができるのではないかと。</p>
課題	<p>現在の組織体制を特別区に分割することとなることから、都市型の広域的な大規模災害に対応できる消防力の確保に課題があるのではないかと。特に、ハイパーレスキュー等の高度な機能を保持することは困難ではないかと。</p> <p>大規模災害時や特別区間を跨ぐ災害時への対応など、指揮・調整機能を明確にする必要があるのではないかと。</p>	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備等よりも、構成特別区全域的な観点での整備等が重視されるのではないかと。</p> <p>ハイパーレスキュー等の高度な機能を保持・強化していくことができるのか。</p>	<p>特別区の実情に応じた消防力の整備等よりも、広域的な観点での整備等が重視されるのではないかと。</p>

現在の大阪市内の消防力の維持、大規模災害時の消防力の確保・ハイパーレスキュー等の機能強化の観点から、広域自治体が特別区の消防事務を管理する方向で制度設計に着手。

今後、広域自治体が管理することによるメリット・デメリットなどについて、さらに検証を深めながら方向性を確定していく。

参 考 资 料

参考資料 1 市町村消防の成り立ちと東京における消防事務の状況

《市町村消防の成り立ち》

戦前：警察内部組織（都道府県）

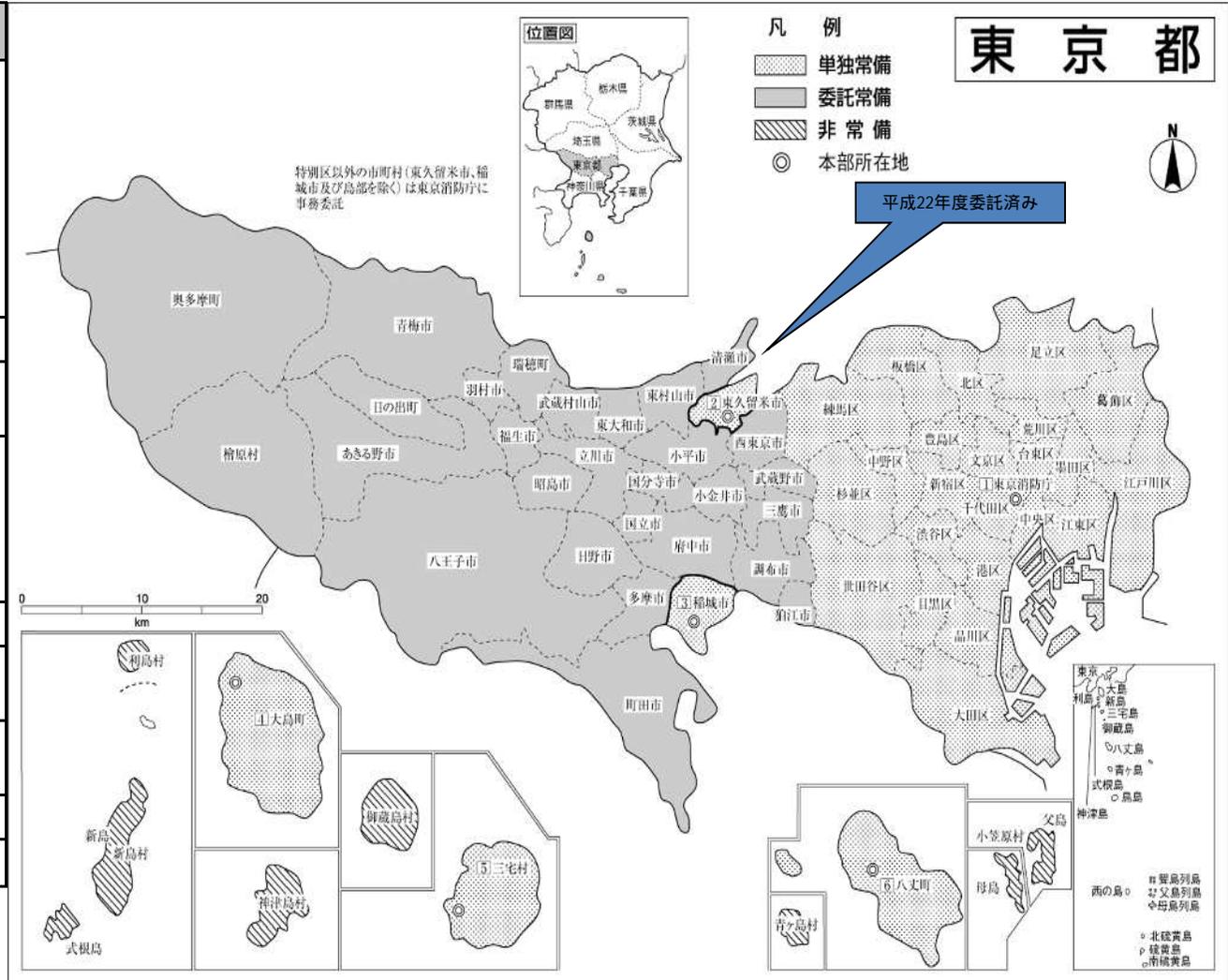
戦後：警察の地方分権化の一環（警察は犯罪捜査に専念）

警察部門から消防部門を分離、市町村責任に移行。消防の訓練機関のみ都道府県に残留

《東京消防庁への事務委託の経過》

受託年月日	受託市町村		
昭和35年4月1日	立川市 国立市 国分寺市 三鷹市 武蔵野市 調布市 日野市 八王子市	昭島市 小平市 小金井市 田無市 保谷市 府中市 町田市 青梅市	16市
昭和45年4月1日	東村山市		1市
昭和48年4月1日	福生市 羽村町	瑞穂町	1市 2町
昭和49年4月1日	狛江市 武蔵村山市 秋川市 五日市町 奥多摩町	東大和市 清瀬市 日の出町 檜原村	5市 3町 1村
昭和50年8月1日	多摩市		1市
平成7年9月1日	あきる野市 (秋川市と五日市町が合併)		1市
平成13年1月21日	西東京市 (保谷市と田無市合併)		1市
平成22年4月1日	東久留米市		1市
計	25市 3町 1村		

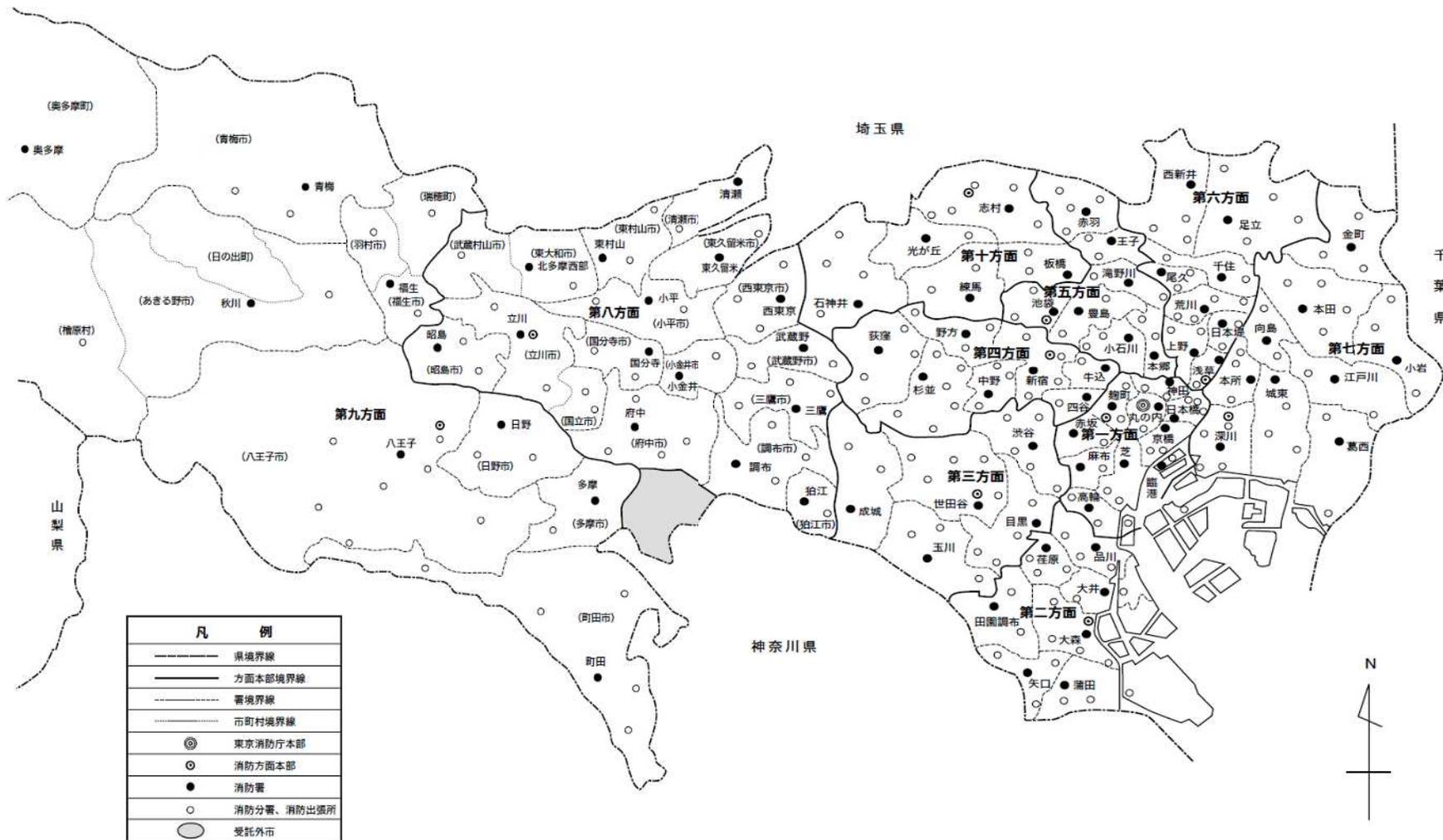
《消防事務の実施形態》



(株)ぎょうせい発行:「全国消防便覧 平成21年度版」より

参考資料 2 東京消防庁管轄区域

東京消防庁管轄区域 (平成24年4月1日現在)

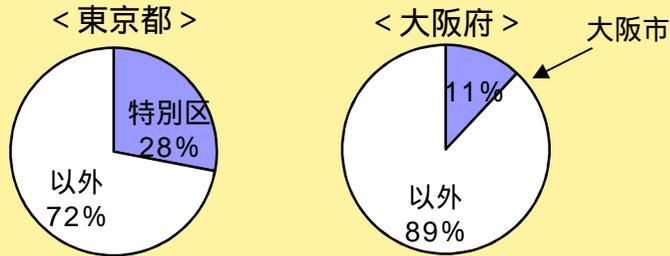


(出典:「消防行政の概要(平成24年)」(東京消防庁)より抜粋)

参考資料 3 東京との比較

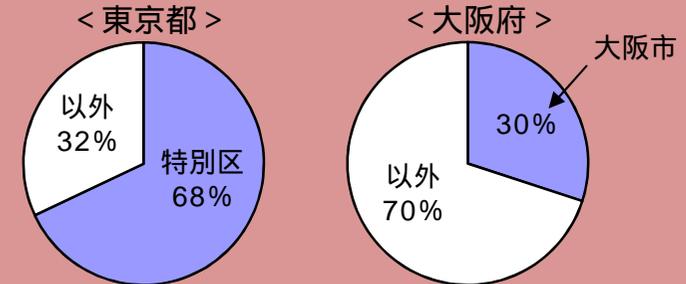
(平成24年4月現在 大阪市消防局調べより抜粋)

参考…面積



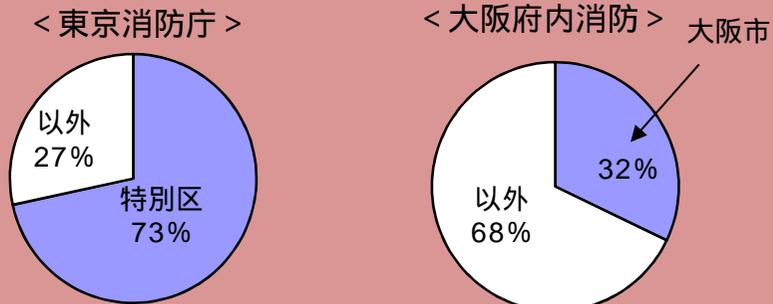
面積 (km ²)	東京都		大阪府	
23区・大阪市	621	28%	223	11%
その他	1,566	72%	1,804	89%
計	2,187		2,027	

常住人口



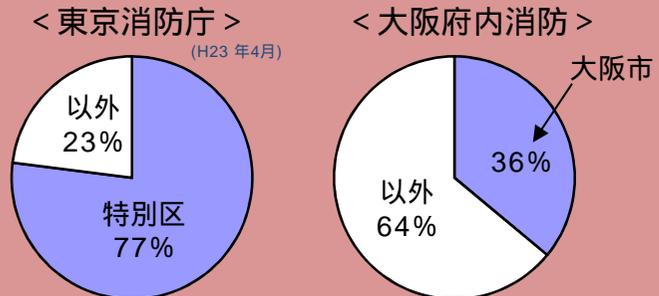
人口 (人)	東京都		大阪府	
23区・大阪市	8,980,768	68%	2,670,701	30%
その他	4,214,936	32%	6,209,661	70%
計	13,195,704		8,880,362	

ポンプ車



ポンプ車	東京		大阪府	
23区・大阪市	356	73%	114	32%
その他	132	27%	242	68%
計	488		356	

消防職員



消防職員 (人)	東京		大阪府	
23区・大阪市	11,947	77%	3,412	36%
その他	6,080	23%	6,160	64%
計	18,027		9,572	

参考資料 4 参考条文(その1)

【消防組織法】

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

【救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令】

(消防常備市町村における救助隊の編成及び装備の基準)

第二条 消防本部及び消防署を置く市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて消防本部及び消防署を置き、消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。以下「消防常備市町村」という。)の配置する救助隊は、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成するよう努めるものとし、別表第一に掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車一台を備えるものとする。

参考資料 4 参考条文(その2)

(救助隊の配置基準数)

第三条 消防常備市町村の配置する救助隊の数(以下「救助隊の配置基準数」という。)は、当該市町村における消防署の数とする。

2 消防常備市町村の長は、当該市町村の区域内における人命の救助を要する事案の発生状況、人口、面積、地形その他の地域特性(以下「地域特性」という。)を考慮して、前項の規定による救助隊の配置基準数を増減することができる。

(特別救助隊)

第四条 救助隊の配置基準数(前条第二項の規定による増減を行つた場合には、当該増減後の配置基準数をいう。以下この項において同じ。)のうち、人口十万以上の消防常備市町村にあつては次の各号に定める数の合計数に一を加算した数(当該数が救助隊の配置基準数を超える場合は、当該救助隊の配置基準数とする。)、人口十万未満の消防常備市町村で中高層建築物、幹線道路、鉄道、空港、危険な作業を伴う事業場等に係る人命の救助が特に必要となると認められるものにあつては一の救助隊は、特別救助隊(人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一及び別表第二に掲げる救助器具並びに当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。)とする。

一 人口十万を超え百万までの人口について、人口十五万で除して得た数(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。以下この項において同じ。)

二 人口百万を超え三百十万までの人口について、人口三十万で除して得た数

三 人口三百十万を超える人口について、人口四十万で除して得た数

2 消防常備市町村の長は、地域特性を考慮して、前項に規定する要件を満たす救助隊の数を増減することができる。

(高度救助隊)

第五条 特別救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)(指定都市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。次条において同じ。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(同項の中核市が一部事務組合又は広域連合を設けて消防事務を処理している場合には、当該一部事務組合又は広域連合とする。)及び消防庁長官が指定する消防常備市町村にあつては、一以上の特別救助隊は、高度救助隊(人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車一台を備えた救助隊をいう。以下同じ。)とする。

(特別高度救助隊)

第六条 高度救助隊の数のうち、特別区が連合して維持する消防及び指定都市にあつては、一以上の高度救助隊は、特別高度救助隊(人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員五人以上で編成し、別表第一から別表第三までに掲げる救助器具、当該救助器具を積載することができる救助工作車一台及び特殊災害対応自動車一台を備え、地域の実情に応じてウォーターカッター及び大型ブロアーを備えた救助隊をいう。以下同じ。)とする。

参考資料 4 参考条文(その3)

別表第一 (第二条、第四条 第七条関係)

分類	品名
一般救助用器具	かぎ付はしご 三連はしご 金属製折りたたみはしご又はワイヤはしご 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛帯 平担架 ロープ カラビナ 滑車
重量物排除用器具	油圧ジャッキ 油圧スプレッダー 可搬ウィンチ ワイヤロープ マンホール救助器具 救助用簡易起重機
切断用器具	油圧切断機 エンジンカッター ガス溶断器 チェーンソー 鉄線カッター
破壊用器具	万能斧 ハンマー 携帯用コンクリート破壊器具
検知・測定用器具	生物剤検知器 化学剤検知器 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器 酸素濃度測定器 放射線測定器
呼吸保護用器具	空気呼吸器(予備ポンペを含む。) 空気補充用ポンペ
隊員保護用器具	革手袋 耐電手袋 安全帯 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服(陽圧式化学防護服を除く。) 陽圧式化学防護服 耐熱服 放射線防護服(個人用線量計を含む。)
検索用器具	簡易画像探索機
除染用器具	除染シャワー 除染剤散布器
水難救助用器具	潜水器具一式 流水救助器具一式 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ
山岳救助用器具	登山器具一式 バスケット担架
その他の救助用器具	投光器一式 携帯投光器 携帯拡声器 携帯無線機 応急処置用セット 車両移動器具 その他の携帯救助工具
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一 印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。 二 印のものは、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。 三 印のものは、特別高度救助隊を除く救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。 四 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

参考資料 4 参考条文(その4)

別表第二(第四条 第六条関係)

分類	品名
重量物排除用器具	マット型空気ジャッキ式 大型油圧スプレッダー 救助用支柱器具 チェーンブロック
切断用器具	空気鋸 大型油圧切断機 空気切断機 コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー
破壊用器具	削岩機 ハンマドリル
呼吸保護用器具	酸素呼吸器(予備ポンベを含む。) 簡易呼吸器 防塵マスク 送排風機 エアラインマスク
隊員保護用器具	耐電衣 耐電ズボン 耐電長靴 特殊ヘルメット
その他の救助用器具	緩降機 ロープ登降機 救助用降下機 発電機
備考	<p>一 印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>二 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。</p>

別表第三(第五条、第六条関係)

分類	品名
高度救助用器具	画像探索機
	地中音響探知機
	熱画像直視装置
	夜間用暗視装置
	地震警報器
	電磁波探査装置
	二酸化炭素探査装置
	水中探査装置 検知型遠隔探査装置
備考	<p>一 印のものは、高度救助隊については、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>二 印のものは、地域の実情に応じて備えるものとする。</p> <p>三 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。</p>